

令和7年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年6月6日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 溝 上 広 行 | 9番 | 定 松 弘 介 |
| 2番 | 南 里 隆 司 | 10番 | 前 田 弘次郎 |
| 3番 | 田 島 隆 一 | 12番 | 草 場 祥 則 |
| 4番 | 吉 岡 正 博 | 13番 | 片 渕 栄二郎 |
| 5番 | 岸 川 信 義 | 14番 | 西 山 清 則 |
| 6番 | 友 田 香将雄 | 15番 | 溝 上 良 夫 |
| 7番 | 重 富 邦 夫 | 16番 | 内 野 さよ子 |
| 8番 | 中 村 秀 子 | | |

2. 不応招議員は次のとおりである。

11番 吉 岡 英 允

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|------------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 田 島 健 一 | 副 町 長 | 百 武 和 義 |
| 教 育 長 | 下 平 博 明 | 総 務 課 長 | 谷 崎 孝 則 |
| 企画財政課長 | 大 串 恭 隆 | 総合戦略課長 | 山 口 裕 一 |
| 税 務 課 長 | 出 雲 誠 | 住 民 課 長 | 永 尾 宗 紹 |
| 保健福祉課長 | 山 下 英 治 | 長寿社会課長 | 小 野 勉 |
| 生活環境課長 | 川 崎 美津夫 | 農業振興課長 | 吉 村 浩 |
| 商工観光課長 | 筒 井 直 | 農村整備課長 | 吉 村 大 樹 |
| 建 設 課 長 | 鶴 田 浩 紀 | 会 計 管 理 者 | 久 原 美 穂 |
| 学校教育課長 | 久 原 正 好 | 主任指導主事 | 鶴 田 智 樹 |
| 新しい学校づくり課長 | 永 石 敏 | 生涯学習課長 | 矢 川 靖 章 |
| 農業委員会事務局長 | 石 田 善 人 | | |

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中 原 賢 一
課 長 補 佐 片 渕 英 昭
議 事 係 書 記 草 場 雅 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
9番 定 松 弘 介 10番 前 田 弘次郎

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 議案第27号 専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第28号 専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 議案第29号 専決処分の承認について（令和6年度一般会計補正予算（第9号））
日程第7 議案第30号 専決処分の承認について（令和7年度一般会計補正予算（第1号））
日程第8 議案第31号 専決処分の承認について（令和7年度一般会計補正予算（第2号））
日程第9 議案第32号 令和7年度満江地区排水ポンプ設置工事請負契約について
日程第10 報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第11 報告第4号 専決処分の報告について（令和6年度牛間田地区排水ポンプ設置工事請負契約の変更について）
日程第12 報告第5号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について
日程第13 報告第6号 令和6年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
日程第14 報告第7号 令和6年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第15 報告第8号 令和6年度白石町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第16 報告第9号 令和6年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第17 報告第10号 債権の放棄について

9時30分 開会

○内野さよ子議長

ただいまから令和7年第3回白石町議会6月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

吉岡英允議員から、会議規則第2条の規定により本日から6月13日まで欠席の届出がありますので、報告をします。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査、工事監査の報告書も配付していますので、確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、定松弘介議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る5月26日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等についての審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり、本日6月6日から13日までの8日間にしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から6月13日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○内野さよ子議長

日程第3、町長から議案が提出をされています。これは、皆様に配付しています一覧表のとおりです。専決処分5件、契約1件、条例2件、補正予算2件、以上10件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第3回白石町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分案件が5件ございます。

議案第27号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）」及び議案第28号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、以上の2件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年3月31日付で条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第29号「専決処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第9号）」は、特別交付税等や財源更正による歳入の増額分を減債基金や教育振興基金などへ積み立てることについて、本年3月25日付で予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

議案第30号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第1号）」は、文部科学省のAIの活用による英語教育強化事業の採択を受け、児童・生徒の英語力向上のため、新たに生成AIを活用し取り組むための予算について、本年4月3日付で1,500万円の増額補正予算の専決処分を行ったものでございます。

議案第31号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第2号）」は、町の海岸線に、昨年の10月から2月にかけてイノシシの生息が確認され、農作物への被害や繁殖を防ぐため早急に調査と駆除をするための予算について、本年5月2日付で450万円の増額補正予算の専決処分を行ったものでございます。

以上5件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、契約案件が1件ございます。

議案第32号「令和7年度満江地区排水ポンプ設置工事請負契約について」は、ポンプ1基の新設工事でございます。

契約方法につきましては、指名競争入札により行い、契約金額は消費税込みで5,830万円、契約の相手方は株式会社ミゾタでございます。当該契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、条例案件が2件ございます。

議案第33号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」は、住民基本台帳や地方税等の基幹系システムの標準化に伴い搭載されます住登外者宛名番号管理機能を利用する事務について、マイナンバーの独自利用を行う事務として定めるため、条例の改正を行うものでございます。

議案第34号「白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、今後の他市町との共同利用システムへの移行等により、他市町の取扱いに合わせた所要の改正を行うものでございます。

最後に、予算案件が2件でございます。

議案第35号「令和7年度白石町一般会計補正予算（第3号）」、議案第36号「令和7年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上につきましては、各会計予算について所要の補正を求めるものでございますが、議案第35号「令和7年度白石町

一般会計補正予算（第3号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に3億1,445万4,000円を追加し、補正後の予算総額を177億5,695万4,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○内野さよ子議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるように会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○出雲 誠税務課長

議案第27号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）」について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正し令和7年4月1日施行の必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで専決処分をしたことについて同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものです。

それでは、議案書の新旧対照表を御覧ください。まず、今回の条例改正の主な内容を申しますと、3／8ページ第82条は軽自動車等に課している種別割税率の区分の改正です。総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする区分の改正です。

5／8ページ第90条は身体障害者等に対する種別割の減免についての改正です。マイナンバーカードと運転免許証の一体化が令和7年3月24日から運用開始され、マイナンバーカードを「マイナ免許証」として使用できるようになりました。減免申請の際に「マイナ免許証」を提示する場合は、マイナンバーカードのICチップに記録されている運転免許情報の提示と申請書への記載を必要とするものです。

7／8ページ附則第10条の3第14項は、新築住宅等に関する固定資産税の減額に関する改正です。減額措置を受けるにはマンションの区分所有者各々から申告書の提出が必要でしたが、管理者等から必要書類の提出とともに認定長期優良住宅に該当すると認められるときは、減額の措置を受けることができる規定の新設です。

上記以外の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び私立学校法などの改正に伴う地方税法の改正による条項のズレに伴う改正です。

いずれも、令和7年度地方税法等の一部改正を反映させるため、白石町税条例の一部改正を行ったもので、施行期日は令和7年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○永尾宗紹住民課長

議案第28号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてを御説明いたします。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が、令和7年3月31日に公布されたことに伴いまして、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分を行いました。同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しの2点を改正するものでございます。

改正内容につきましては、まず、1点目、国民健康保険税のうち基礎課税額に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に改めるものであります。

なお、据え置きとなりました介護納付金課税額の限度額が17万円で、全体の国民健康保険税限度額は改正前の106万円から、改正後は109万円へ引き上げとなります。

次に2点目、国民健康保険税の均等割額と平等割額を減額する際の、軽減判定に用いる所得の基準額を引き上げるものであります。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものであります。

なお、この軽減判定所得の基準額の拡大は、低所得者層へ配慮したものであり、国民健康保険税が減額となる世帯の対象が広がることとなります。

法律等の施行日が令和7年4月1日でありますので、令和7年3月31日付けで専決処分を行っております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第29号「専決処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第9号））」について、御説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第9号）につきましては、令和7年3月25日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に1億7,076万1,000円を追加し、補正後の予算総額を175億7,739万4,000円とするものです。

9ページをお願いします。

歳入について、御説明いたします。

12款地方交付税、1項、1目地方交付税では、令和6年度の特別交付税の決定額が5億939万2,000円となり、当初予算額3億5,000万円を差し引いた、1億5,939万2,000円を計上しております。

10ページをお願いします。

19款寄付金、1項、1目指定寄付金では、学校指定寄付金405万円、企業版ふるさと寄付金10万円併せて415万円の御寄付を頂いております。

11ページをお願いします。

歳出について、御説明いたします。

2款総務費、1項、5目財産管理費では、減債基金積立金に1億6,626万8,000円を計上しております。補正予算歳入歳出差引分の全額を基金に積み立てることとし、基金の財源確保に努めているところです。

10款教育費、1項、3目教育振興費では、教育振興基金に学校指定寄付金全額を405万円積み立てるものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第30号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第1号））」について、御説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和7年4月3日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に1,500万円を追加し、補正後の予算総額を174億3,800万円とするものです。

7ページをお願いします。

歳入について、御説明いたします。

22款諸収入、5項、5目雑入では、AIの活用による英語教育強化事業委託金1,500万円を計上しております。

8ページをお願いします。

歳出について、御説明いたします。

10款教育費、1項、3目教育振興費では、1,500万円を計上しております。国に英語教育強化事業の応募をしたところ採択を受けました。小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒885人を対象に、AIアプリや、chat GPT、gemini等の生成AIを活用した英語教育の充実を目指します。また、この事業の全国の先進地視察の為の旅費を計上しております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第31号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第2号））」について、御説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、令和7年5月2日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に450万円を追加し、補正後の予算総額を174億4,250万円とするものです。

7ページをお願いします。

歳入について、御説明いたします。

20款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金で450万円を計上しております。

8ページをお願いします。

歳出について、御説明いたします。

6款農林水産業費、1項、3目農業振興費で、町の海岸線に昨年10月から今年2月にかけて猪の生息が確認されています。繁殖による増加を食い止めるため、有害鳥獣広域駆除対策事業として早急に調査と駆除する必要があり、18節負担金、補助及び交付金に450万円予算を計上したものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○鶴田浩紀建設課長

議案第32号「令和7年度満江地区排水ポンプ設置工事請負契約について」御説明いたします。

満江地区排水ポンプ設置につきましては、大雨時、浸水被害の常襲地でもある塩田川沿線の満江樋管周辺地区の浸水被害の軽減を図るため、排水ポンプ(0.3m³/s)1台及びその配管と電気設備等について、整備することとしております。

工事場所は、白石町大字深浦地内、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、消費税込みで5,830万円でございます。

契約の相手方は、株式会社ミゾタ、代表者、佐賀県佐賀市伊勢町15番1号、取締役社長、井田(いだ)建(はじめ)でございます。

入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。

去る5月23日に4社指名し、1社辞退があり、3社により指名競争入札を行いました。この入札経過表の金額は消費税を含まない金額でございまして、落札額は、5,300万円でございます。

落札された株式会社ミゾタの落札率は予定価格に対しまして97.069%となっております。

なお、仮契約日は令和7年5月29日、工期は議会議決日の翌日から令和8年3月19日までといたしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

議案第33号「白石町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」、

説明いたします。

本年11月に予定しています住民基本台帳や地方税等の情報システムなど基幹システムの標準化に伴い、これまで個別のシステムでそれぞれ管理していた本町の住民登録者ではない方（住登外者）の宛名情報を一元的に登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」を共通機能として実装することとしています。

この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務として条例に定める必要があるとの見解が国から示されたため、所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、条例別表第1に独自利用事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、条例別表第2に特定個人情報の庁内連携を行う事務として同機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するものです。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○小野 勉長寿社会課長

議案第34号「白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

本条例に基づく医療費助成につきまして、申請期間を受診日から1年以内とする規定を追加すること等のため、当該条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

第2条は、現状に合わせ、対象者を他法令に基づく助成と同様とすることを明記するため「町長の支給決定を受け町内に住所を有しない者を含む」とする規定等を加えるものです。

第6条第2項は、現在の助成の申請は、本医療費助成から差し引く高額療養費の時効に合わせ、受診日から2年間受け付けているものを、杵藤電算センターの共同利用システムへの将来的な移行を見据え、県内他市町と同じく1年以内とするため「医療を受けた日から起算して1年を経過したときは、することができない。」とする規定等を加えるものです。

第7条は、現状に合わせ、交付の時期を高額療養費の手続きを考慮したものに改めるものです。

施行期日については、受給資格証の更新時期に合わせ令和7年8月1日からとし、第6条第2項の規定は、周知期間を設けるため、令和8年8月1日以降に行われた助成の申請について適用するとしています。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第35号「令和7年度白石町一般会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に3億1,445万4,000円を追加し、補正後の予算総額を

177億5,695万4,000円とするものです。

次に、歳入歳出について御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

7ページをお願いします。

16款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,450万6,000円を計上し、17款県支出金、2項、4目農林水産業費県補助金1億1,962万円を計上しております。また、22款諸収入、5項、5目雑入の総務課雑入で、消防団員等公務災害等共済基金収入2,041万4,000円を計上しております。今回退団されました消防団員の方への退職報償金に充当しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

8ページをお願いします。

2款総務費、1項、9目広報公聴費で「広報戦略推進事業」としてブランドメッセージ「しろめし町 しろいし町」を活用して本町のブランドイメージ向上のためのPR経費として1,870万円を計上し、3款民生費、1項、1目社会福祉総務費で「定額減税補足給付金支給事業（不足額給付）」として、定額減税の恩恵が十分に及んでいない方への給付のため、1億2,450万6,000円を計上しております。

9ページをお願いします。

4款衛生費、4項、1目下水道費で白石浄化センターの処理水排水先である六角川の洗堀防止施設が沈下し早急な復旧をするために、2,000万円を計上しております。

6款農林水産業費、1項、3目農業振興費で、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」としてJAさが管内の玉葱選果場再編集約に係る補助金の予算1億812万円を計上しております。歳入は全額県費です。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「6月補正予算細事業一覧表」及び「白石町6月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、13ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川崎美津夫生活環境課長

「令和7年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてを御説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。

第2条主要な建設改良事業の特定環境保全公共下水道施設整備事業は、2,000万円の増額です。

第3条資本的収入及び支出については、他会計負担金及び建設改良費ともに2,000万円の増額です。

10ページからの補正予算実施計画明細書で説明します。

資本的収入及び支出です。

3款資本的収入の4項他会計負担金、1目他会計負担金、1節他会計負担金の2,000万円の増額については、特定環境保全公共下水道施設整備事業の補正に伴う一般会計負担金の増額です。

これにより、上段の3款資本的収入の既決予定額1億7,837万2,000円に今回の補正額2,000万円を増額しまして、1億9,837万2,000円となります。

11ページをお願いします。

4款資本的支出の1項建設改良費、1目建設改良費、23節工事請負費については、白石浄化センター放流渠改修工事費として2,000万円を増額するもので、これにより、上段の4款資本的支出の既決予定額3億7,308万1,000円に2,000万円を増額しまして、3億9,308万1,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○内野さよ子議長

暫時休憩いたします。

9時40分 休憩

9時47分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

次に、本日の議事進行について申し上げます。

本日の審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第4

○内野さよ子議長

日程第4、議案第27号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第27号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本案を承認される方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第27号は承認されました。

日程第5

○内野さよ子議長

日程第5、議案第28号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第28号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本案を承認される方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第28号は承認されました。

日程第6

○内野さよ子議長

日程第6、議案第29号「専決処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第29号「専決処分の承認について（令和6年度白石町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。

本案を承認される方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第29号は承認されました。

日程第7

○内野さよ子議長

日程第7、議案第30号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第30号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第1号））」を採決します。

本案を承認される方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第30号は承認されました。

日程第8

○内野さよ子議長

日程第8、議案第31号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第2号））」を議題とします。

質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

議案第31号ですね。

○内野さよ子議長

議案第31号です。

○前田弘次郎議員

事業内容説明書、タブレットのほうで3ページのところですけど、450万円ということで上げられております。

今までも、町内では、イノシシ対策ということで、自治体あたりでやってきておりますけど、今回は自治体ではなくこの予算を立てられておりますが、まだ結果は出てないと思います。ただ、今後自治体の方々のほうの意見もしっかり聞いていただいてこのイノシシ対策というのをやっていただきたいと思いますが、課長の考えをよろしいでしょうか。

○吉村 浩農業振興課長

今回の補正予算、専決処分につきまして御説明をいたします。

従来、おっしゃるとおり、山間部ではイノシシの捕獲につきましては、猟友会の捕獲従事者の皆さんの捕獲、これは報奨金でお願いをしておりました。また、鳥獣被害対策実施隊というのを町で設置しておりますので、このメンバーの方、町の職員2人と猟友会のメンバーの方7人で構成をしておりますけれども、この中でも駆除のほうをお願いしてきたところです。

昨年10月以降、干拓地区のほうでイノシシの目撃があってから、実施隊のメンバーの方にも調査、またわなの設置等をお願いしてきたところです。それでも、なかなか捕獲できなかったということで、これが、実は干拓地区でイノシシが目撃されたのが、過去に平成19年にも大福地区のほうでも目撃をされております。そのときは駆除も行われておりますけれども、恐らく山間部から流れ着いたとかそういうところで、干拓でも発生、見られたのではないかなということで思っておりますけれども、今回の場

合は、今後干拓地区で繁殖して手がつけられなくならないように、早期の防止対策ということで、駆除をするということで取り組みをしております。

先日議員から御指摘のあったように、実施隊のメンバーの方、また猟友会のメンバーの方には、窓口に来られた際とかに、山間部とは切り離して今回緊急に取り組みをしておりますというような説明をしておりますので、今後とも実施隊とか猟友会の皆様には御協力をいただきたいということで思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

ありがとうございました。実は、昨日でしたかね、白石の猟友会の会長さんところに、干拓のノリの乾燥機ですか、あそこにアライグマが出たということで、会長さんのほうに報告があつとります。会長さんも忙しいので、すぐは対応はできませんけど、そこは干拓地なんです。

今回、イノシシで予算を出されております。結構福富地区のほうもアナグマあたりで農作物の被害も出ております。この辺のことも考えて、少しアナグマの捕獲のわなも考えていただきたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○吉村 浩農業振興課長

今ありましたけれども、近年では大福地区のほうで、ハウスだったり畜舎、その周辺で飼料だったりそういうのを餌として集まってきてると思っておりますけれども、アライグマだったりアナグマだったり、そういうのの被害、目撃があつてるところです。

個人の方から申出があつた場合には、町からわなの貸出し等も行っておりますし、個人で被害対策をされた場合には、協議会のほうからですけれども、補助のほうも行っておりますけれども、今のところ、現状で足りない部分が出てくれば、協議会の予算等でわなについても対応していきたいということで思っております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

以前に大福地区でイノシシが出たときには、草とか木を切りながら追い込みでずっとやったと思うんですけども、今回はそういうことはできないのですかね。

○吉村 浩農業振興課長

恐らく、先ほど私申しました平成19年のことかと思っておりますけれども、そのとき大福地区の第2線堤防の周辺でイノシシがいてその駆除までされたということで、以前の担当から私も聞き及んでるところです。そのときには、重機を使ってアシがいっぱい生えているところをなぎ倒してずっと追い込む形、またそのときには猟犬も使って追い込んで駆除をされたということで聞いております。

今回のちょっと難しいところが、最初大福地区で目撃をされたんですけれども、その後代行干拓八平地区、また新拓地区の有明の森ということで、非常に広範囲で目撃をされておるところです。今の被害というのは、特に農産物が食い荒らされてるような被害はあっておりませんで、本当は、足跡があるとか走り回ってるということで、食い荒らされてるところまでの被害はあっていないんですけれども、ちょっと難しいのが、広範囲であったということと、頭数、イノシシがどこにいるかというのが特定できなかったというのが一番問題です。山間部であれば、結構な頭数、白石町で毎年200頭ぐらい捕獲をしておりますけれども、それぐらいのいわゆる高密度の状態でイノシシというのは駆除というのは行ってるんですけれども、干拓の場合は、密度が少ない、生息範囲、行動範囲が分からないということで、先ほどありましたように、従来のおり実施隊であったり猟友会の方をお願いを本当はしたいんですけれども、イノシシというのが10月以降に繁殖行動をして、またこれが子どもを産んで、1年半ぐらいでその子どもたちも成熟をしてくるので、そうならないために、至急の対策として今回の補正のほうをお願いしたところです。

当初、生息調査をするためには、委託をする場合には今の予算の約3倍程度の、人力で生息調査をする場合、やっぱりイノシシというのは通り道がありまして、草が倒れているところ、またふんがあるところ、そういう生息調査をしますが、相当の期間がかかって、また人力もたくさんかかるということで、そこを短縮するために、今回ドローンを作って約3分の1ぐらいの予算で収めておりますけれども、そういう事情があって、今回こういう委託のほうを取らせていただいたところです。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに。

○重富邦夫議員

同趣旨の質問です、有害鳥獣のところなんですけれども、これ、イノシシ被害対策事業委託450万円で、これの、今まさに調査中でしょうけれども、技術的なものなのか、こちら側でやれるようなものなのか、今後その事業者しか持ち得ないものを用いてやられるものなのか、そういったところがどうなっているのかということと、できるようでしたら自分たちのところで道具そろえてやりゃあいいだけの話なんですけれども、猟友会さんたちの人材のこととかも考えた上で、そこまで含めて考えなければいけないのかなと思ってますが、そのあたりどう考えられますか。

○吉村 浩農業振興課長

今回、この委託の前には、実施隊の隊長さん、猟友会の支部長さんにもちょっと相談をしまして、どのような対応を取ろうかということで御相談もしたところです。先ほどから申し上げておりますけれども、白石町の有害鳥獣駆除については、猟友会であったり実施隊の皆さんにもう主力を担っていただいているというのは間違いもないことです。

ただ、今回は非常の措置ということで委託をしておりますけれども、5月19日から、実はドローン調査を夜間に行っております。今回補正をしたのも、ドローンで、熱赤外線で動物がいないかというのをすることにしておりますけれども、私も夜の調査にちょっと立ち会いましたが、やっぱりドローンの熱源探知の場合に、昼は温度が上がっていると、例えば石だったり金属物も熱を持って画像のほうに映ることもあります。

また、今回使用されたドローン自体は、災害調査等にも使われるものですので、金額はちょっと張りますけれども、一般の方でも購入は可能です。ただ、今回委託でしているドローンの場合は、そのドローンの画像を使ってさらに、今回委託者のほうがAIを使ってその夜、昼の画像を見て、イノシシの生息状況、さっき言いましたように、通り道がないとかそういうところも調べるノウハウがあるということが今回委託をした決め手でもあります。

先ほどから申しましたけれども、なるべく町内の人にノウハウはほかにも広げていきたいところであるんですけれども、今回委託したところは、箱わなの製作をされていたりとか自らも捕獲をされているということで、知識と経験もあられるというところもございます。本当は、今度委託の中で町民向けの説明会とかそういうところもしたかったですけれども、そこは除いてますけれども、町民さんに理解をしていただくことだったりとか、猟友会の皆さん、自治体の皆さんにもそういうノウハウのほうもまたお伝えをしていければなということで思っております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第31号「専決処分の承認について（令和7年度白石町一般会計補正予算（第2号））」を採決します。

本案を承認される方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第31号は承認されました。

日程第9

○内野さよ子議長

日程第9、議案第32号「令和7年度満江地区排水ポンプ設置工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第32号「令和7年度満江地区排水ポンプ設置工事請負契約について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第32号は可決されました。

日程第10、11、12、13、14、15、16、17

○内野さよ子議長

日程第10から日程第17までの報告事項について、この8件の担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(報告第3、4、5、6、7、8、9、10号の内容説明)

○谷崎孝則総務課長

報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」御説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

町消防団員が消防自動車を運転中発生した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和7年4月25日でございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び損害賠償額でございますが、町が相手方物損に対して賠償することとし、損害賠償額54万5,000円を支払うものでございます。

事故の概要でございますが、令和6年12月28日午後10時10分頃、町消防団員が歳末警戒の巡回が終わり、次の巡回に出やすいように公民館駐車場にバックで駐車しようとしたところ、目測を誤り駐車されていた車の左前輪のホイールとフェンダーに消防車のリヤステップの右角が接触し、相手の車の一部損傷させたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額、全国自治協会自動車損害共済で補填をしております。

以上で御説明を終わります。

○鶴田浩紀建設課長

報告第4号「専決処分の報告について（令和6年度牛間田地区排水ポンプ設置工事

請負契約の変更について)」御説明いたします。

契約の目的は、令和6年度牛間田地区排水ポンプ設置工事請負契約の変更でございます。令和7年5月30日付けで工事変更契約を締結しましたので、その内容についての御説明となります。

工事場所は佐賀県杵島郡白石町大字深浦地内、契約金額は消費税込みで、変更前が5,379万円、変更後が5,102万6,800円で276万3,200円の減額です。

契約の相手方は、株式会社ミゾタでございます。

変更の主な理由といたしましては、ポンプ付帯設備としてスクリーンを設置する予定でありましたが、設置する水路の現場状況等からスクリーン設置を見送り、その代替え措置として、ポンプ下部の吸込口のストレーナのピッチ間隔を狭めて対応でき、かつポンプの排水能力を落とさない範囲で協議・施工ができたことで減額となりました。また、スクリーン減に関連する付帯経費（労務費・輸送費・機械経費）を併せて減額したことが、主な変更点となりました。

今回の報告につきましては、町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成22年白石町条例第35号）第2条第3号の規定により、議会への報告を行うものでございます。

以上説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

報告第5号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」御説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財政状況の公表等を行うものです。

去る5月22日、白石町文化振興財団において、令和6年度の事業報告並びに決算報告等が承認されました。

なお、令和6年度も前年度に引き続き、事業の企画運営に皆様の御協力をいただきながら、積極的な自主事業に取り組まれています。

それでは、令和6年度の事業等につきまして、業務報告書をもとに、御説明いたします。

報告書1ページを御覧ください。

自主文化事業では、映画上映会を開催し、また「第16回しろいし音楽祭」、「第17回ふれあい郷ピアノ発表会」の音楽部門の事業は昨年に引き続き開催されています。

芸能部門の事業として、買取公演「コミカル・クラウン・サーカス」を行い、多数の町民の皆様にお越しいただき好評を得ております。

5ページ、6ページを御覧ください。

自有館の利用状況については、令和6年度は、件数合計306件、人数で2万9,601人、使用料収入では、6ページ、右下欄で、316万1,890円となっております。令和5年度と比較し、利用人数では5,992人の増、使用料収入では13万5,506円の増となりました。

新型コロナウイルス感染症による制限が前年に解除になりました。率で見ますと、利用人数は約25%の増、使用料収入は約4%の増となっております。

7ページから10ページまでが、爽明館の利用人数及び使用料の徴収状況になってお

ります。

爽明館では、幼児・小学生・一般を対象とした水泳教室等の事業などを実施し、健康づくり等に利用していただいております。

利用人数で8ページの右下欄の、4万2,672人、使用料で9ページの右下欄、1,451万520円となっております。

小学生等の水泳教室の開催、水中運動教室等の実施と利用促進に努めておられ、前年との比較では、利用人数が5,553人の増となり、使用料では一般利用者の増等により257万5,370円の増となっております。

11ページを御覧ください。

遊喜館については、子供クラブ、中学生及び高校生の部活動、職場の慰労会等に利用されるとともに、地域や家族また仲間同士でのバーベキューなど幅広く利用されています。利用件数は248件、前年度より13件の増、利用人数5,406人、前年度より531人の増、利用料金は68万770円、前年度より4万4,960円の増となっております。

12ページを御覧ください。

芝公園は、親と子のふれあいの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフ等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど幅広い年齢層に利用していただいております。

利用人数は、1万6,470人となっております、前年度比で約19%の減となっております。減の原因は、芝公園で開催されている「ぺったんこ祭」の来場者のカウント方法が変更になった事が大きな要因です。

13ページは、自主事業の実績報告書であります。ふれあい郷映画上映会などの文化事業と一般成人、小学生及び幼児の水泳教室による事業収入は、138万4,200円となっております。

14ページを御覧ください。令和6年度の事業別収支内訳書です。

15ページ、16ページが収支の決算報告書です。

収支決算について申し上げますと、16ページの下段ですが、収入合計決算額が、1億1,591万9,934円、事業活動支出決算額が、1億1,903万3,764円となり、令和7年度へ繰り越す額として、1,320万284円となります。

17ページから28ページについては、決算の内訳資料となりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、31ページには監査報告書、34ページ、35ページが令和7年度の補正予算、36ページが役員名簿、施設管理費の節減も行っておりますが、物価高騰等により、引き続き、厳しい運営状況が予想されます。皆様に親しまれる「ふれあい郷」として、町内外の方々が、安心して利用できる施設運営と、文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待し、令和6年度の報告といたします。

報告第6号「令和6年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和5年度の白石町一般会計予算継続費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

継続費繰越計算書を御覧ください。

保健福祉課が1事業、農村整備課が1事業、新しい学校づくり課が3事業あり、継続費総額49億639万円、令和6年度の予算現額が7億5,979万9,320円で、支出済額3億7,761万6,800円で、これを差し引いた残額3億8,218万2,520円を翌年度へ通次繰越ししております。なお、繰越分については、令和7年度で執行することとしております。

報告第7号「令和6年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度の白石町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和7年度へ繰越した事業は、12事業となります。事業費総額2億3,769万円の内、翌年度へ繰越した額が2億1,705万2,631円となっております。なお、繰越分については、令和7年度で執行することとしております。

報告第8号「令和6年度白石町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度の白石町一般会計予算事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告します。

事故繰越し繰越計算書を御覧ください。

事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和7年度へ繰越した事業は、河川総務費（大戸地区河川護岸工事）で、事業費総額834万9,000円の内、翌年度へ繰越した額が767万円となっております。なお、繰越分については、令和7年度で執行することとしております。

○川崎美津夫生活環境課長

報告第9号「令和6年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を御説明いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和6年度の白石町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告します。

予算繰越計算書を御覧ください。

建設改良費の農業集落排水機能強化事業は、住ノ江地区、下区地区および須古地区の処理施設における機械設備や電気設備の更新工事と施工監理業務に係る事業で、令和6年度の予算現額が1億5,018万9,000円に対して、支出済額は4,809万8,902円です。109万98円を不用額とし、これらを差し引いた1億100万円を翌年度へ繰越しております。

繰越理由は、下区地区汚水処理施設の更新工事において、一部機器が受注生産のため部材の準備に時間を要し、年度内事業完了が困難となり工期を延長したためです。

繰越額1億100万円の内訳を申しますと、工事請負費が9,800万円で、施工監理業務委託料が300万円となっております。

なお、繰越の事業は令和7年度で完了することとしております。

報告第10号「債権の放棄について」その概要を御説明いたします。

白石町債権の管理に関する条例第17条第1項の規定により、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

債権の名称は「農業集落排水処理施設使用料」です。

対象件数は2件で、金額といたしまして1万800円です。放棄の理由としましては、平成30年度及び令和元年度の使用料について消滅時効に係る時効期間が満了したため債権を放棄したものです。

以上で報告を終わります。

○内野さよ子議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

10時05分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年6月6日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 定松 弘介

署名議員 前田 弘次郎

事務局長 中原 賢一